

税理士のための 民商法

日本大学教授

並木 俊守

有信堂

税理士のための
民 商 法

日本大学教授
並木 俊守

有信堂

著者略歴

昭和23年司法試験に合格して、昭和24年一橋大学を卒業し、昭和25年に公認会計士試験に合格し、昭和26年に弁護士と税理士を開業後、日本大学助教授、一橋大講師となり、現在、日本大学教授、税務大学校講師、警察大学校講師、第一勧業銀行経営センター顧問を兼ねる。

著 書

「アメリカ会社法」「アメリカ統一商法典」(東洋経済)、
「会社法論」「企業会計法論」(税務経理協会)、「取締役の義務と責任」「取締役の報酬・賞与・退職金」「例解商法」(中央経済)、「商法入門」「民法入門」(日本法令)



税理士のための民商法

¥ 1,500

1978年7月15日 初版第1刷発行

著者 並木 俊守／発行者 増永 勇二

印刷 誠和印刷／製本 石橋製本

東京都文京区本郷5-30-20 振替東京6-141650

〒113-91 TEL (13)-813-4511

発行所

株式会社 有信堂高文社

はしがき

本書は、税理士のために、民法と商法につき、総合的に記述したものである。日本においては、ドイツ法にならって、民法典と商法典が別個に制定されているが、實際上、民法と商法は、区別して理解すべきでなく、統一的に理解されるべきである。もともと、商法は、民法の特別法として規定されているが、われわれの社会生活中、企業との取引については、すべて商法が適用される結果、民法だけが適用される例は少い。ここで、本書においては、常に民法と商法を統一的に説明した。

本書は税理士のための民商法を目的とするが、当然に、一般の総務担当者や経理担当者等の実務家の研究に利用できるし、また、技術担当者等の商法の入門書としても役立つものである。さらに、税務官吏や行政官吏等、主として公法を担当する者の税法の入門書として適当であるばかりか、警察官や警務官または自衛官等の教養書としても利用できる。

本書は、昭和五十三年の五月の連休を利用して執筆した。その一部は、韓国の古都の扶余と慶州において書き上げたものであり、日本の文化の起源を眺めつつ、夜半に筆を執ったものである。

本書が、税理士の職務上役立つことがあれば、実に幸である。

昭和五十三年五月三日

並木
俊守

目次

はしがき

第一編 総論

第一章 民法と商法

第一節 民法と商法の関係

第一款 一般法と特別法

- 一 一般法としての民法(3)
- 二 特別法としての商法(3)

第二款 民法と商法の実際

- 一 法人法と会社法(4)
- 二 売買法(5)
- 三 有価証券法(5)
- 四 一般契約法(6)

第二節 商法の適用対象

第一款 商人

- 一 本来の商人(6)
- 二 擬制商人(7)

第二款 商行為

- 一 基本的商行為(8)
- 二 付属的商行為(12)
- (1) 絶対的商行為(8)
- (2) 相対的商行為(10)

第二編 組織法

第一章 法人

第一節 社團法人

第一款 総論

第二款 公益社團法人

- 一 設立(18)
- 二 運営(19)

第三款 営利社團法人

第四款 法人格なき社團

- 一 法人格なき社團(21)
- 二 法人格なき社團の財産(22)
- 三 法人格なき社團の運営(22)

第二節 財団法人

- 一 設立(22)
- 二 運営(23)

第二章 株式会社

第一節 株式会社の概念

第一款 株式会社の理念

- 一 資金の調達(24)
- 二 株主の有限責任(25)
- 三 資本と経営の分離(25)

第二款 公開的会社と閉鎖的会社

一 公開の会社(26)	二 閉鎖的株式会社(26)	
第二節 設 立		三
第一款 発起人		三
一 員数と資格(27)	二 設立契約(28)	
三 責任(28)		
第二款 定款の作成		三
一 定款の記載事項(29)	二 絶対的記載事項(34)	
四 任意的記載事項(29)	五 発起人の署名と認証(39)	
三 相対的記載事項(36)		
第三款 株式の引受と募集		三
一 発起人による引受(38)	二 株式引受人の募集(39)	
四 株式の払込と責任(41)	五 権利株の譲渡の効力の制限(42)	
三 株式の申込と割当(39)		
第四款 創立総会の開催		三
一 創立総会の招集(42)	二 創立総会の開会(44)	
四 創立総会の決議と議事録(44)	三 創立総会の議題(44)	
第五款 取締役会の開催		三
一 取締役会の招集(47)	二 取締役会の決議(48)	
	三 取締役会の議事録(48)	
第六款 設立登記		三
一 申請人と添付書類(50)	二 設立登記の効力(51)	
第七款 設立の無効		三
一 設立無効の原因(51)	二 設立無効の訴(51)	
第三節 株主と株式		三

第一款 株 主.....三

- 一 株主の資格(53)
- 二 株主の地位(54)
- 三 株主の権利と単位株(54)
- 四 株主の義務(56)
- 五 株主への通知(57)

第二款 株 式.....六

- 一 株式の本質(58)
- 二 額面株と無額面株(58)
- 三 普通株と優先株(59)
- 四 端株と単位株(60)
- 五 株式の併合と分割(61)
- 六 株式の発行と消却(61)
- 七 記名株と無記名株(62)
- 八 株式の譲渡と制限(63)
- 九 株式の移転と名義書換(65)
- 一〇 株式の買取請求(65)
- 二 新株引受権(66)
- 三 名義書換の停止と基準日(67)
- 三 自己株式の取得制限(67)

第四節 業務執行と監査.....六

第一款 業務執行.....六

- 一 取締役会中心主義(68)
- 二 閉鎖的会社の業務執行(69)

第二款 取締役.....六

- 一 資格と制限および数(69)
- 二 選任と解任および任期(70)
- 三 職務と権限(70)
- 四 善管義務と忠実義務(71)
- 五 競業と自己取引の禁止(71)
- 六 報酬の支払いの制限(72)
- 七 会社に対する責任(72)
- 八 第三者に対する責任(73)

第三款 取締役会.....四

- 一 取締役会の権限(74)
- 二 取締役会の招集(74)
- 三 取締役会の決議(75)
- 四 変則的取締役会(75)

第四款 社長、専務、常務と代表取締役.....五

- 一 社長、専務および常務(75)
- 二 代表取締役(76)

第五款 監査役と会計監査人.....六

- 一 監査役の員数と選任(76)
- 二 監査役の資格と兼任禁止(77)
- 三 監査役の職務と権限(77)
- 四 総会提出議案と書類の調査(77)
- 五 計算書類の監査(78)
- 六 資本金一億円以下の会社の特例(78)
- 七 資本金五億円以上の会社の特例(78)

第五節 株主総会

第一款 総会の権限

- 一 定期的に行使する権限(79)
- 二 臨時的に行使する権限(79)

第二款 総会の種類

- 一 定時総会(80)
- 二 臨時総会(80)

第三款 総会の招集

- 一 定時総会の招集(80)
- 二 臨時総会の招集(85)

第四款 総会の決議

- 一 一定足数(85)
- 二 株主の議決権と特別利害関係人(85)
- 三 決議の成立(86)
- 四 決議の瑕疵(86)

第六節 会計と監査

第一款 会計帳簿と書類

- 一 会社会計法目的(87)
- 二 会計規定と企業会計原則(87)
- 三 会計帳簿の記載と保存(88)
- 四 計算書類の作成(88)

第二款 貸借対照表

- 一 資産と負債(88)
- 二 資産の評価(90)
- 三 資産の部(91)
- 四 負債の部(91)
- 五 資本の部(91)

六

七

七

八

八

八

九

九

第三款 損益計算書	101
一 収益と費用の計上の基準(92)	
二 経常の損益の部(92)	
三 特別損益の部(94)	
四 当期未処分利益(94)	
第四款 営業報告書と利益処分案	102
一 営業報告書(94)	
二 利益処分案(95)	
三 利益準備金の積立(96)	
四 任意積立金の積立(97)	
五 利益配当の制限(97)	
第五款 付属明細書	103
一 付属明細書の内容(97)	
二 取締役と監査役の報酬(98)	
第六款 資本金一億円以下の会社の決算	104
一 計算書類の作成(99)	
二 監査役の監査と報告書の作成(99)	
三 計算書類の公開(100)	
四 計算書類の承認と修正(101)	
第七款 中間配当	105
一 中間配当の制限(102)	
二 中間配当の決定と支払(103)	
第七節 資金の調達	106
第一款 新株の発行	107
一 新株発行の限度(104)	
二 取締役会の決議(106)	
三 新株発行事項の公示と新株の割当(106)	
四 新株の払込と資本の増加(107)	
五 新株発行の無効(108)	
第二款 社債の発行	109
一 通常の社債の発行(109)	
二 転換社債の発行(109)	
第八節 合併と減資	110

第一款 合併	二〇
一 吸収合併と新設合併(110)	
二 合併契約と承認(111)	
三 合併と新株および資本金(113)	
四 合併期日と会計(115)	
第二款 資本減少	二五
一 実質上の資本減少と形式上の資本減少(116)	
二 資本減少の方法(116)	
第三章 有限会社	二七
第一節 有限会社の特色	二七
第一款 閉鎖的株式会社	二七
第二款 有限会社と株式会社	二八
第二節 有限会社の内容	二八
第一款 設立	二九
第二款 経営	三三
第三款 社員	三三
第四款 会計	三三
第五款 組織変更	三三
第三編 取引法	
第一章 代理、契約および財産権	三七
第一節 代理	三七

第一款 法律行為と代理	三七
一 当事者(127)	二 代理の方式(128)
第二款 任意代理と法定代理	三九
一 任意代理(129)	二 法定代理(130)
第三款 無権代理と表見代理	四〇
一 無権代理(130)	二 表見代理(131)
第四款 使用人等の代理行為	四三
一 支配人と表見支配人(131)	二 部課長と販売店員(132)
	三 表見代表取締役(133)
第二節 契 約	四三
第一款 契約の成立	四三
一 契約締結能力(133)	二 申込と承諾(134)
四 瑕疵ある申込と承諾(136)	五 本契約と予約(137)
	六 契約と契約書(138)
第二款 契約の効力	四六
一 契約の効力の発生(138)	二 双務契約の効力(138)
第三節 債 権	四九
第一款 債権の一般的効力	四九
一 当事者間の効力(139)	二 第三者に対する効力(140)
第二款 債権の譲渡と時効	四二
一 譲渡(141)	二 時効(141)

第四節 物 権 一四三

第一款 物権の効力 一四三

- 一 物権の内容(142) 二 物権の種類(142)

第二款 物権の変動 一四三

- 一 物権変動の時期(143) 二 物権変動の對抗要件(143)

第二章 不動産の契約 一四五

第一節 不動産売買契約 一四五

第一款 契約の内容 一四四

- 一 目的物の特定(144) 二 所有権の移転(146) 三 対価(代金)(146)

第二款 契約の効力 一四六

- 一 引渡と登記義務(147) 二 対価の支払義務(147)

第三款 所有権移転登記 一四七

- 一 不動産と登記(147) 二 所有権保存登記(148) 三 所有権移転登記(154)
四 登記の効力と公信力(154)

第二節 土地賃貸借契約 一五五

第一款 土地賃貸借と借地法 一五五

- 一 使用貸借(155) 二 賃貸借(158)

第二款 賃貸借の期間 一五六

- 一 期間の自由と制限(158) 二 期間の法定延長(159)

第三款 地代	一六〇
--------	-----

一 地代と値上(160)	二 權利金と敷金(160)
--------------	---------------

第四款 賃貸権の効力	一六一
------------	-----

一 使用と転貸(161)	二 地主の変更(162)	三 借地権の消滅(162)
--------------	--------------	---------------

第三節 建物の賃貸借契約	一六二
--------------	-----

第一款 建物賃貸借契約の内容	一六三
----------------	-----

一 賃貸借の期間(163)	二 期間の法定延長(166)
---------------	----------------

第二款 建物の使用	一六七
-----------	-----

一 建物の使用(167)	二 転貸と賃借権の譲渡(167)	三 建物所有者の変更(167)
--------------	------------------	-----------------

第三章 商品と金銭の契約	一六八
--------------	-----

第一節 商品売買契約	一六八
------------	-----

第一款 所有権の移転	一六九
------------	-----

一 商品の引渡と所有権(168)	二 所有権留保売買(171)
------------------	----------------

第二款 売買代金	一七〇
----------	-----

一 商品の引渡と代金の支払(171)	二 代金支払時期と方法(171)
--------------------	------------------

三 代金と先取特権(173)	四 代金不払と損害賠償(173)
----------------	------------------

第三款 契約違反と救済	一七一
-------------	-----

一 商品検査義務(173)	二 契約解除と商品の取戻(174)
---------------	-------------------

第二節 金銭貸借契約	一七二
------------	-----

第一款 契約の成立	一七五
一 金銭の交付(174)	二 売掛金と貸金(176)
第二款 利息	一七六
一 利息の制限(178)	二 利息と遅延賠償金(178)
第三節 担保契約	一七九
第一款 人的担保	一八〇
一 保証と連帯(179)	二 通常の保証と根保証(181)
第二款 物的担保	一八二
一 抵当権と根抵当権(182)	二 譲渡担保(189)
	三 仮登記担保(194)
第四章 事務と工事の契約	一八七
第一節 委任	一八七
第一款 委任契約の内容	一八七
一 委任事務の特定(191)	二 報酬の特定(197)
第二款 委任契約の効力	一九六
一 善管義務(198)	二 報告義務(198)
三 引渡義務(198)	四 事務処理費用の求償権(198)
五 期間と解除(199)	
第二節 請負	一九九
第一款 請負契約の内容	一九九
第二款 完成物の所有権の移転	二〇三

第五章 代金の決算……………二〇四

第一節 手 形……………二〇四

第一款 約束手形と為替手形……………二〇四

一 約束手形(204) 二 為替手形(204)

第二款 約束手形の振出と当座取引……………二〇八

一 振出(208) 二 当座取引(208)

第三款 約束手形の裏書と取得……………二〇五

一 裏書の方法(205) 二 裏書の効力(205) 三 善意取得(207)

第四款 約束手形の呈示と支払……………二〇八

一 呈示(218) 二 支払(219) 三 不渡(219)

第五款 為替手形の振出と引受……………二〇〇

一 為替手形の振出(220) 二 引受(220)

第二節 小切手……………二〇三

第一款 振 出……………二〇三

第二款 提 示……………二〇三

第三款 不 渡……………二〇三